

裁 決 書

審査請求人



同代理人



処 分 庁

 所長

審査請求人が平成27年8月19日付けで提起した生活保護法に基づく保護変更申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成27年7月31日付けで行った保護変更申請却下決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

2 審査請求の理由

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

- 2 -

イ 平成27年6月11日 処分庁は[]市介護認定審査会に対し
請求人にかかる要介護認定等の審査判定を委託するため、[]
[]に關係書類を送付した。

ウ 平成27年7月30日 []より処分庁あ
てに審査判定の結果「非該当」の通知あり。

エ 平成27年7月31日 処分庁は当該通知に従って、介護扶助
「非該当」の保護決定し請求人に通知した。

オ 処分庁の本件却下決定は、介護扶助運営要領第4-2(2)ア
に基づく正当な処分である。

- (4) 平成27年9月28日付けで、審査庁は請求人に対して、前記
(3)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反
論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提
出はないこと。

2 判 断

- (1) 法第24条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請が
あつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請
者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と規
定し、第4項において、「前項の書面には、決定の理由を付さなけ
ればならない。」、第9項において、「第1項から第7項までの規定
は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用す
る。」と定めている。
- (2) 生活保護法による介護扶助の運営要領について(平成12年3
月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知)第4の1は、
「介護保険制度の被保険者でない40歳以上65歳未満の要保護
者で介護保険法施行令第2条各号の特定疾病により要介護状態等
にあるものについては、自立支援給付等の活用が可能な場合は、
その優先的な活用を図った上で、なお介護サービスの利用が必要

不可欠であると認められる場合において、介護扶助の要否判定に当たり被保険者と同様に要介護状態等の審査判定を受け、要介護状態等に応じ介護扶助を受けることとするものである。」とし、2の(2)のアにおいて、「要介護認定等については、介護扶助の要否判定の一環として生活保護制度で独自に行うこととなる。この場合の要介護状態等（基本チェックリストに該当する者を除く。イにおいて同じ。）の判定区分、継続期間、療養上の留意事項等について、被保険者とそれ以外の者との間で統一を図る等のため、市町村に設置される介護認定審査会に審査判定を委託して行う。」と定めている。

- (3) 行政手続法第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。」と規定し、同条第2項は、「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」と定めている。

また、処分に際してその理由を付記することは、処分庁に慎重・合理的な判断を要求し、恣意を抑制することにつながり、処分の相手方にとっても、処分理由を知ることは争訟提起に便宜となることから、法が理由付記を命じる場合に、理由の記載を欠く処分あるいは不十分な記載の処分は、それだけで取消しを免れないものと解されている。

さらに、本条に基づく理由の提示は、単に根拠法条を示すだけでは足りず、拒否処分が、どのような事実に基づいて、どのような法的理由で行われたか、を含むものでなければならないこと、そして、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならないと解されている。

(4) 本件についてみると、前記第2の1の(2)及び(3)の認定事実のとおり、処分庁は、請求人の介護扶助について、前記(1)及び(2)に基づき、介護扶助の要否判定の一環として審査判定を委託した■市介護認定審査会の認定結果が非該当であったことから、その結果を受け本件却下決定を行ったことが認められる。

(5) 処分庁は、本件却下決定は正当な処分である旨主張する。

しかしながら、本件却下決定通知書においては、適用した根拠法令や事実関係を含め、具体的な却下の理由についての記載がない。また、弁明書においては、介護認定審査会の認定結果が非該当であった旨の記載は認められるものの、処分庁が、具体的にどのような理由により本件却下決定を行ったのかについての記載がなく、請求人に対し、却下の理由について説明を行った事実関係の記載も認められない。

以上から、本件却下決定については、前記(3)に照らし、処分の相手方に処分の理由を知らせ、争訟提起の便宜を与えるという趣旨を没却し、理由の提示が不十分であるといわざるを得ない。

(6) よって、本件却下決定については、その手続き及び判断に瑕疵があるといわざるを得ず、取り消しを免れない。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成27年11月25日

審査庁 大阪府知事 松井 一



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

